

とやま外国人材活用・定着支援連携契約締結企業募集要領

1 目的

富山県内においても、人材不足等を背景に、外国人労働者の受入事業所数は2,651か所（令和7年10月末現在）と過去最高となっている。さらに今後、県内中小企業において、生産性向上やイノベーション、グローバル化等の課題に対応していくためには、高度な知識や技能を有する外国人材の活用が重要な選択肢となる。一方、多くの県内中小企業において、高度外国人材は未だ身近とはいえない状況であり、その活用や受入れ方法等が分からない県内企業を支援する必要がある。

富山県においては、令和5年9月にとやま外国人材活用支援デスク（以下「支援デスク」という。）を開設し、県内企業の高度外国人材等（技能実習は除く。）の受入れを支援しており、具体的には、県内企業に対して、外国人材活用・定着セミナーの開催、外国人材活用・定着の相談への対応、高度外国人材等の紹介及び派遣を業としている企業と連携した高度外国人材等のマッチング支援等を行っている。

マッチング支援における高度外国人材等の紹介及び派遣を業としている企業との連携は、富山県と契約を締結した企業（以下「契約締結企業」という。）との間で実施することとしており、現在契約締結企業は6社である。今般、開設から一定期間が経過し、外国人材を取り巻く社会情勢も変化していること等を踏まえ、現在の契約締結企業は期間満了により契約締結を終了することとし、令和8年度の契約締結企業の募集を行うものである。



※この要領において、高度外国人材等とは、在留資格「技術・人文知識・国際業務」「特定技能1号及び2号」「留学」など、大学卒業以上の学歴や一定水準以上の専門的知識・能力を有する外国人材をいう。（技能実習は除く。）

2 業務の内容

本事業において、契約締結企業は以下の業務を行うものとする。

- (1) 県内企業から支援デスクに高度外国人材等の求人情報が申し込まれた場合、支援デスクから求人情報が提供されるので、自社のサービスの範囲内で直接、申込企業に対応すること。
- (2) 上記(1)の業務の実施状況について、県及び支援デスクの定めるところにより、月毎にとりまとめ報告すること。
- (3) 県や支援デスクの実施する各種セミナーでの講師や集合型セミナーへの参加、外国人材受入・定着の取組みなどに協力するよう努めること。

3 応募

(1) 応募書類

- ① とやま外国人材活用・定着支援デスク連携契約締結企業応募申請書
(様式1号)
- ② 有料職業紹介事業許可証もしくは無料職業紹介許可証の写し
※労働者派遣事業を行っている場合は、労働者派遣事業許可証の写し
- ③ 法人登記簿謄本（発行後6か月以内のもの）
- ④ 人材紹介手数料の徴収方法及び返還規定が分かるもの（手数料表、契約書の様式 など）

なお、その他県が必要と認める場合、別途書類を徴収することがある。

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること（送付後、必ず電話で着信を確認すること。）。

(3) 応募期間

令和8年3月4日（水）～3月17日（火）17時必着

(4) 提出先及びお問い合わせ先

富山県 地方創生局 多文化共生推進室 外国人共生社会推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL：076-444-8873 Email：atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp

(5) 応募資格

本事業に応募できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている企業とする。

- ① 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項に規定する有料職業紹介事業の許可もしくは同法第33条第1項に規定する無料職業紹介事業の許可（原則、国外の外国人材を受入れ、県内企業に特定技能外国人材

として紹介ができる者に限る。)、又は、労働者派遣法(昭和60年法律第88号)第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること。

- ② 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐していること。また、県内企業へ外国人労働者の紹介・派遣を行った後も、当該企業や外国人労働者からの相談対応や面談の実施など、外国人材の定着をフォローアップする体制をとっていること。
- ③ 申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的とした団体ではないこと
- ⑤ 富山県の指名停止又は指名保留期間中でない者であること。
- ⑥ 地方自治法(昭和22年政令第16号)施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨ 次のいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

4 募集企業数

5～10社程度（応募多数の場合は5（1）審査基準等を勘案して契約締結企業を決定する）

5 審査

(1) 審査基準

契約締結企業については、次に掲げる審査基準により富山県が申請内容を審査の上、決定する。審査は原則、提出された申請書類等により行うものとするが、審査前にヒアリングを行う場合がある。

- ① 国内企業への高度人材人材等の紹介実績、うち富山県内企業への高度外国人材等の紹介・派遣実績（過去3年程度）
- ② 人材紹介・派遣した企業や外国人材の定着をフォローアップする体制（相談への対応や定期的な面談等）
- ③ 人材紹介の形態
- ④ 人材紹介・派遣料金の目安
- ⑤ 紹介・派遣可能な高度外国人材等の在留資格、国及び地域
- ⑥ 現地大学等との提携状況・日本語教育の体制（現地日本語教育機関を有している、または現地日本語教育機関と提携している等）
- ⑦ 紹介した人材が早期に退職した場合等の返金規定

(2) 審査結果

審査結果は、応募企業に直接通知する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

6 契約

(1) 契約の締結

審査の結果、採用となった企業は、県と契約を締結するものとする。

(2) 契約の締結条件

契約締結する際には、次の条件を承諾するものとする。

- ① 本事業により収集・取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項による。以下「個人情報保護法」という。）について、個人情報保護法のほか、県と契約締結企業がそれぞれ定める個人情報保護に関する条例・規則等に基づき適切に取り扱うものとする。
- ② 本契約は、県が県内企業の外国人材確保を支援するために締結するものであり、県が契約締結企業及びその外注先に対して与信や身分を与え

るものではない。

- ③ 本事業の全部について、第三者に再委託することはできない。
- ④ 契約締結企業は、本事業の業務に関して、県に対して一切の費用、対価などを請求してはならない。また、外注先についても同様に、県に対して一切の費用、対価などを請求させてはならない。
- ⑤ 人材紹介及び派遣に係る費用については、県内企業から契約締結企業へ直接支払うものとし、県は関与しないものとする。

(3) 契約期間

契約の締結日から令和9年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに県、契約締結企業のいずれかから特段の意思表示がない場合、本契約は期間満了の翌日から起算してさらに1年更新するものとし、その後も同様に扱う。

(4) 契約の終了又は解除

次のいずれかに該当するときは、県は契約を終了又は解除することができる。また、契約の終了又は解除に伴い契約締結企業が被った損失については、県は損害賠償の責任を行わないものとする。

- ① 県又は契約締結企業から書面による終了の申入れがあったとき
- ② 3(5)①に規定する事業許可の取消しがあったとき
- ③ 不正な行為があると県が認めたとき
- ④ 正当な理由なく、2に定める業務を行わないとき
- ⑤ 契約締結企業が倒産するなど、2に定める業務の実施が不可能と県が判断をしたとき

7 今後のスケジュール (予定)

令和8年3月17日(火) 午後5時 応募書類提出期限

令和8年3月中～下旬 審査結果通知

令和8年4月1日(水) 契約

※令和8年4月以降、随時募集をするかは未定です。追加または随時募集する場合は県ホームページにてお知らせします。

【お問い合わせ先】

富山県 地方創生局 多文化共生推進室 外国人共生社会推進課 福田

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL:076-444-8873 FAX:076-444-9612

Email: atabunkakyosei@pref.toyama.lg.jp